

原議保存期間	5年(令和9年3月31日まで)
有効期間	一種(令和9年3月31日まで)

各管区警察局広域調整担当部長
警視庁交通部長 殿
各道府県警察本部長
(参考送付先)
警察大学校交通教養部長
科学警察研究所交通科学部長

警察庁丁運発第55号
令和4年3月4日
警察庁交通局運転免許課長

高齢者講習、認知機能検査等及び運転技能検査等に関する通知の運用について(通達)

運転免許証(以下「免許証」という。)の有効期間の更新の際の高齢者講習及び認知機能検査に関する通知については、「高齢者講習及び認知機能検査に関する通知の運用について」(平成28年9月5日付け警察庁丁運発第123号)により運用しているところであるが、道路交通法の一部を改正する法律(令和2年法律第42号。以下「改正法」という。)により、75歳以上の高齢運転者のうち、一定の基準に該当する者は、免許証の有効期間の更新の際に運転技能検査等を受けていなければならないこととされたこと等を踏まえ、下記のとおり所要の改正を行い、令和4年5月13日から運用することとしたので、事務処理上誤りのないようになされたい。

なお、前記通達は、同日をもって廃止する。

記

1 通知書の記載事項

通知書の記載事項は次のとおりとし、その記載に当たっては、高齢者にとって分かりやすいものとするよう配慮すること。

(1) 免許証の更新期間が満了する日における年齢が70歳以上75歳未満の者に対する高齢者講習に関する通知書

改正法による改正後の道路交通法(昭和35年法律第105号。以下「法」という。)第101条の4第5項第1号に明示された「免許証の更新を受けようとするときは更新期間が満了する日前6月以内に講習を受けていなければならない旨、当該講習を受けることができる日時及び場所」のほか、「その他当該講習に係る事務の円滑な実施を図るため必要な事項」として、講習の所要時間、携行品(通知書、免許証、筆記用具、講習手数料その他講習に必要なもの)その他必要と判断される事項を記載すること。

なお、法第71条の5第3項に規定する普通自動車対応免許(以下「普通自動車対応免許」という。)以外の運転免許のみを受けている者に係る講習の所要時間については、1時間となることに留意すること。

(2) 免許証の更新期間が満了する日における年齢が75歳以上の者に対する高齢者講習、認知機能検査等及び運転技能検査等に関する通知書

ア 高齢者講習に関する通知書

(1)の事項に準じて記載すること。

なお、普通自動車対応免許以外の運転免許のみを受けている者及び道路交通法施行令の一部を改正する政令（令和4年政令第16号）による改正後の道路交通法施行令（昭和35年政令第270号）第37条の6の3の基準に該当する者（以下「運転技能検査対象者」という。）に係る講習の所要時間については、1時間となることに留意すること。

イ 認知機能検査等に関する通知書

法第101条の4第5項第2号に明示された「免許証の更新を受けようとするときは更新期間が満了する日前6月以内に認知機能検査等を受けていなければならない旨、当該認知機能検査等を受けることができる日時及び場所」のほか、「その他当該認知機能検査等に係る事務の円滑な実施を図るため必要な事項」として、検査の概要、検査の所要時間、携行品（認知機能検査等に関する通知書、免許証、検査手数料）その他必要と判断される事項を記載すること。

なお、法第101条の4第2項に規定されている「更新期間が満了する日前6月以内に第102条第1項から第4項までの規定により診断書を提出した場合」や、道路交通法施行規則の一部を改正する内閣府令（令和4年内閣府令第7号）による改正後の道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号）第29条の2の3に規定されている「更新期間が満了する日前6月以内に免許を受けた場合」「更新期間が満了する日前6月以内に法第102条第1項から第4項までの規定による適性検査を受けた場合」等については、認知機能検査等を受検する必要がない旨も記載すること。

ウ 運転技能検査等に関する通知書

運転技能検査対象者については、法第101条の4第5項第3号に明示された「免許証の更新を受けようとするときは更新期間が満了する日前6月以内に運転技能検査等を受けていなければならない旨、当該運転技能検査等を受けることができる日時及び場所」のほか、「その他当該運転技能検査等に係る事務の円滑な実施を図るため必要な事項」として、検査の概要、検査の所要時間、携行品（運転技能検査等に関する通知書、免許証、検査手数料）その他必要と判断される事項を記載すること。

2 通知書の送付

通知書は、免許証の更新期間が満了する日の190日前を目途に受講・受検対象者に普通郵便により送付すること。この場合、郵便はシール式はがきによるものとするが、封書により行うことも差し支えない。

なお、高齢者講習、認知機能検査等及び運転技能検査等に関する通知書は、都道府県警察の実情に応じて、同一の通知書により送付して差し支えない。

3 留意事項

- (1) 免許証の更新期間が満了する日が改正法の施行日（令和4年5月13日）から起算して6月を経過した日の前日（令和4年11月12日）以前である75歳以上の者については、高齢者講習は認知機能検査の結果に基づいて行われることとなるので、その者に対する通知書については、高齢者講習の前に認知機能検査を受ける必要がある旨及び高齢者講習を受講する際は認知機能検査の結果が記載された通知書を持参しなければならない旨を記載すること。

- (2) 免許証の更新期間が満了する日が令和4年11月12日以前の者であっても、改正法の施行日（令和4年5月13日）以後に実施される高齢者講習及び認知機能検査は、高齢者講習が認知機能検査の結果に基づいて行われる点を除き、改正後の高齢者講習及び認知機能検査となり、講習及び検査の内容並びに手数料が改正法の施行前とは異なることに留意すること。
- (3) 一部の県で既に行われているように、県下における高齢者講習及び認知機能検査の予約状況を集約の上、各通知対象者に適切な受講・受検の日時・場所を提案する内容の通知を行うなど、受講者・受検者の利便性の向上等に配慮すること。